

2020年5月22日（金）

学生各位

新型コロナウイルス感染症対策に関する行動指針について

赤字：今回（5/22）の更新箇所となります。

現在、世界規模で新型コロナウイルス感染症対策が講じられています。本校においても教育活動を継続するためにさまざまな対策を立て、ホームページなどで学生の皆様に告知しています。

新型コロナウイルス感染症に対する薬やワクチンが開発されていない今、我々ができる対処方法は、個々人の賢明な行動しかありません。本感染症や社会状況を正しく理解し、自らが感染しないよう努めるとともに、社会全体に感染を拡大させないようにしなければなりません。

本感染症の特徴として症状が現れにくいことが報告されていますが、一方で重症化する事例も見られ、生命の危機にさらされることがあります。その意味で、かかってはいけない病気であり、家族や友人など、周囲の方々に感染させてもいけません。一人の軽率な行動により感染が拡大し、多くの方々の生命が脅かされることもあります。飛沫感染と接触感染により拡大するとされていますので、特に手指を介した口や鼻、目などの粘膜へのウイルス付着に注意してください。

中部楽器技術専門学校構成員（学生と教職員）は「危機意識」を共有し、「良識ある言動」をとる必要があります。「良識ある言動」には、感染症対策に関するだけでなく、買占めや不適切な SNS 投稿などに関することも含まれます。

記

下記「学生の皆様に守っていただきたいこと」「相談・報告窓口に関して」「新型

コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う対応に関して」を必ずご確認ください。

1 「学生の皆様に守っていただきたいこと」

厚生労働省より、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が示されました。日常生活を取り戻しつつありますが、第2波、3波の感染拡大に警戒を怠れません。感染拡大を予防するために、「新しい生活様式」の定着を心がけてください。厚生労働省が示した「新しい生活様式」は、下記 URL で、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

【日常生活を営む上での基本的な生活様式】※「新しい生活様式」から一部抜粋

- ・こまめな手洗い、手指消毒
 - ・咳エチケットの徹底
 - ・こまめに換気
 - ・身体的距離の確保
 - ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
 - ・毎朝の体温測定、健康チェック
- 発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

2 「相談・報告窓口に関して」

下記 A～F までの相談・報告窓口：月～金曜日 時間：10:00～17:00

※相談・報告窓口にご用のある学生の皆様は、事前に連絡をしてください。

【感染症状がある場合】

相談窓口：帰国者・接触者相談センター

各都道府県別などになっていますので、下記 URL でご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19-kikokusyasessyokusya.html

A 感染と診断または濃厚接触者と特定された場合の報告

報告窓口：教務部、連絡先：052-741-6788

B 授業に関する相談

相談窓口：教務部、連絡先：052-741-6788

C 健康・こころの相談

相談窓口：教務部、連絡先：052-741-6788

D 奨学金に関する相談

相談窓口：事務局、連絡先：052-741-6788

E 各種証明書に関する相談

相談窓口：事務局、連絡先：052-741-6788

F 進路指導に関する相談

相談窓口：進路指導部、連絡先：052-741-6788

3 「新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う対応に関して」

A 感染予防に関して

- ・手指衛生（手洗いやアルコール消毒など）を励行してください。
- ・咳やくしゃみ、鼻汁、咽頭痛、発熱、嗅覚や味覚の異常などの症状が1つでもある場合、マスクを着用してください。
- ・こまめな換気を実施するとともに、上記感染予防を励行してください。
- ・不要不急の外出や会食などを控えてください。

B 症状がある場合に関して

- ・呼吸困難や倦怠感、高熱などの強い症状のいずれかがある場合。また、基礎疾患などのある方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。それ以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合、電話で最寄りの保健所などに相談し、その指示に従ってください。

【相談窓口：帰国者・接触者相談センター】

各都道府県別などになっていますので、下記 URL でご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

C 感染が診断された場合および濃厚接触者と特定された場合に関して

- ・医療機関で感染が診断された場合、その医療機関の指示に従ってください。
- ・感染が疑われる方々と同居あるいは長時間接触があったなど、濃厚接触者と特定された場合、発熱や嘔吐などの症状があるか否かに関わらず、その対象者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間は、本校への出校を原則禁止とし、自宅などで健康観察を行ってください。
- ・感染と診断された場合および濃厚接触者と特定された場合は、速やかに本校に知らせ、行政の指示を厳守してください。

【本校相談・報告窓口：月～金曜日 時間：10:00～17:00 教務部 052-741-6788】

D 今後の対応に関して

- ・本感染症を取り巻く環境は日々変化します。それに応じて、本校の対応も授業の実施方法や休校措置などが求められてきます。学生専用ホームページや学生メールなど、本校からの最新情報などをこまめに確認するようにしてください。

E 参考

- ・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>
- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）
連絡先：0120-565653、受付時間：9:00～21:00

以上